

1 政党支部の ①設立 ②異動 ③解散時に必要な添付書類及び注意事項等

	必要書類	必要添付書類	必要な印鑑	届出期限	注意事項
① 設立時	政治団体設立届（第1号様式）	・規約・綱領等 ・政党の状況等に関する届（第20号様式） ・支部証明書（第21号様式）（各政党の本部が発行したもの）	欄外 ☆☆のとおり	設立した日から7日以内	・政治資金規正法上、県選管へ届出をしない限り、政治資金の寄附を受け又は支出をすることはできない。 ・代表者が国会議員に係る公職の候補者等（公職の候補者及びなろうとする者）である場合、国会議員関係政治団体（みなし1号）となるので、1号団体及び代表者の公職の種類をチェック。（政党支部の県連を除く。）

	必要書類	異動があった事項	必要添付書類	必要な印鑑	届出期限	注意事項
② 届出事項に異動があったとき	届出事項の異動届（第11号様式）	政治団体の名称	・新しい規約・綱領等 ・政党の状況等に関する届（第20号様式） ・支部証明書（第21号様式）（各政党の本部が発行したもの）	欄外 ☆☆のとおり	異動があった日から7日以内	・規約の異動についても必ず届出すること（様式第11号中「その他」の欄にチェック） ・代表者が国会議員に係る公職の候補者である場合、国会議員関係政治団体（みなし1号）となるので、1号団体及び代表者の公職の種類をチェック。（政党支部の県連を除く。）
		主たる事務所の所在地（住所）	・支部証明書（第21号様式）（各政党の本部が発行したもの）			規約・綱領等に主たる事務所の所在地が地番まで記載されている場合は、規約・綱領等の異動も届け出る必要あり
		主たる事務所の所在地（電話番号のみ）	なし			
		代表者（氏名）	なし			代表者が国会議員に係る公職の候補者である場合、国会議員関係政治団体（みなし1号）となるので、1号団体及び代表者の公職の種類をチェック。（政党支部の県連を除く。）
		代表者（住所・電話番号のみ）	なし			転居の場合等
		会計責任者（氏名）	なし			会計責任者と職務代行者は兼務できないことに注意
		会計責任者（住所・電話番号のみ）	なし			転居の場合等
		会計責任者の職務代行者（氏名）	なし			会計責任者と職務代行者は兼務できないことに注意
		会計責任者の職務代行者（住所・電話番号のみ）	なし			転居の場合等
		課税上の優遇措置の適用関係	なし			「有」にするためには、1以上の市町村の区域（又は選挙区の区域）を単位として設けられる支部である必要あり
		国会議員関係政治団体の区分	なし			国会議員関係政治団体のみ
		規約・綱領等	・新しい規約・綱領等			

	必要書類	必要添付書類	必要な印鑑	届出期限	注意事項
③ 解 散 時	政治団体解散届（第 1 8 号様式）	・解散した年までの収支報告書（必要に応じ支出に係る領収書写を添付） ・政治資金監査報告書（※国会議員関係政治団体のみ）	欄外 ☆☆のとおり ※代表者、会計責任者 2 名分の記載が必要	解散した日から 3 0 日以内（国会議員関係政治団体は 6 0 日以内）	・未提出の収支報告書があれば、未提出年次分の提出も必要

☆☆署名または記名押印の義務づけを廃止し、届出者は、次の中から自らにとって最も簡便な方法を選択することが可能

- ・署名又は記名押印を行わない場合
 - （1）届出の名義人（政治団体の代表者、会計責任者等）本人が届出を行い、本人確認書類の提示又は提出を行う。
 - （2）代理人が名義人本人に代わって届出する場合、ア当該代理人の権限を証する書面及びイ本人確認書類の提示又は提出を行う。
- ・このほか、
 - （3）従来の、届出者本人が署名または記名押印する方法も継続する。
- ・①本人確認書類の提示又は提出とは。
 - 例えば、住民票写、戸籍謄本・抄本、個人番号カード、運転免許証などの提示や提出など。
- ・②当該代理人の権限を証する書面とは。
 - 委任状が想定され、様式は任意だが次の事項が記載されていることが必要
 - ア代理人の氏名
 - イ届出等の名義人が届出等に係る事務を当該代理人に委任する旨
 - ウ当該代理人に委任する事務の内容
 - エ届出等の名義人の記名押印又は署名
 - ※本県選管として、委任状のひな形を提供しております。